

熊本市児童相談・家庭児童相談システム機器等賃貸借業務

質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>入札公告 10(1)                      郵送にて入札書を提出する場合、内封筒・外封筒に割印は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>入札公告 10(2)                      入札書に記載する金額は、「税抜総額」という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>仕様書1.2.1                      昨今の世界的な半導体不足やメモリ等の電子部品の供給遅延、国際物流の影響により、IT機器の製造・出荷時期がメーカー側の事情で遅延する可能性が指摘されています。このような受注者の責によらない事由により機器納入に遅延が生じる場合、契約不履行とはならず、また指名停止や遅延違約金は発生せずに、賃貸借開始日延期などの協議に応じていただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の責によらない事由による履行遅延については、一般的には本市の指名停止の要件に該当しないと思われませんが、実際に履行遅延が生じた場合は、その要因や状況等を踏まえて判断することとなります。契約不履行や遅延違約金の有無についても同様ですが、必要に応じて本市と受注者とで協議を行うこととしています。</p>
4	<p>仕様書1.2.1                      賃貸借期間が令和9年（2027年）1月4日から令和14年（2032年）1月3日までとのことで、令和9年（2027年）1月と令和14年（2032年）1月にひと月に満たない賃貸借期間が発生します。受注者からの請求に関して令和9年（2027年）1月分と令和14年（2032年）1月分は日割り計算した費用の請求が必要になりますでしょうか。令和9年（2027年）1月分と令和14年（2032年）1月分をひと月と考えて、令和9年（2027年）1月分の費用として請求させて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>令和9年（2027年）1月分と令和14年（2032年）1月分の請求に関しては、日割で計算した費用をご請求いただくこととなります。なお、令和9年（2027年）1月分と令和14年（2032年）1月分を合算しての請求・支払いは、その時点で未履行の分の費用が含まれるため、不可能です。</p>
5	<p>【別紙1】基本仕様書につきまして、クライアント端末にインストールするOSにつきましては貴市にてご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>クライアント端末のOSについては、Windows11 ProfessionalからWindows11 GAC Enterprise(ver23H2) (64bit)又はWindows10 GAC Enterprise(ver22H2) (64bit)にアップグレードするためのインストールメディアは本市から提供いたしますが、Windows11 Professionalについては、受注者側で調達の上、端末にインストールしていただく必要がございます。</p>